

議会受付番号	鎌議第 1159 号
質問者	上畠寛弘 議員
答弁する者	市長（総務部職員課）

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第7条第3項（鎌倉市議会会議規則第105条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

不適切な事務処理についての責任の所在について

2 質問の要旨

- 1 過去から負の遺産の如く不適切な事務処理など不正を行っていた場合、市長以外に責任はないのか。当該部署を所管する副市長、部長に責任は及ばないのか。
- 2 同様に過去その事務を所管していた場合、元部長や元課長等の責任は無いのか。
- 3 民間企業の感覚では、長年組織ぐるみで不正をしていたとしても、それが発覚した場合、末端の関与した職員から、その企業のトップまで責任をとり、処分を受けるが、鎌倉市に於いては市長はどう対応するのか。
- 4 プロパーの職員のみを登用し、外部の空気が一切入らないことで、市役所のレガシーが払拭されないのではないのか。例えば、全く外部から来た副市長や部長がその事実を知った場合、過去からの踏襲だからという言い訳など通じず、その組織の膿を排除できるのではないのか。
- 5 自浄作用が無いのであれば思い切った改革が必要である。本件についての市長の見解を伺いたい。
- 6 市長の再発防止策はあるのか。
- 7 市長は知らないだけで行われている不正は、あるのではないのか。無いと断言するか。

3 答弁

1 2 3

1、2及び3のご質問については、基本的には不適切な事務処理など不正が行われた場合には、職員にも責任が及ぶものと考えますが、個々の事案に沿って判断してまいります。

- 4 外部からの人材登用が行われることは、組織の活性化及び職員力の向上につながると考えています。
- 5 外部からの人材登用を含め、法令や社会規範を遵守し、創意工夫をもって職務に取り組める職員の育成に取り組んでいきたいと考えています。

- 6 今回の不適切な事務処理の事案を受け、適切な事務処理と改善のための教育・研修を徹底していきます。
- 7 組織のトップとして、当然、組織内において不正があってはならないと考えると同時に、今回の不適切な事務処理を含め全ての事務処理について検証と改善を行っていきます。